

平成30年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	18	契約課	—	—	3 呉市の委託契約事務の概要 (7)見積書の徴取件数について	意見	見積書の徴取は、原則として2者以上としている一方で、例外として見積書を徴する必要がないと認められる契約など主観的要素の強い規定が設けられている。そのため、当該例外規定を適用するにあたってはその理由を明らかにする必要があると考えられる。	随意契約をする場合は、「指名業者審査伺（随意契約）」に担当課長がその理由を記入することとしている。 この際、当該例外規定を適用する場合は、その理由も付記する旨を「契約の手引」に記載している。現行の事務処理を継続していく。
H30年度	84	文化振興課	2, 2-2, 2-3	(a) 指定管理（非公募）	呉市文化ホール管理運営委託（指定管理）	意見	指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22.12.28総務省通知抜粋）。 非公募理由を、上記のとおりとしているが、指定管理者の次期更新の際は、公平性、透明性の観点からも、公募の実施を検討する必要がある。	選定方法については、再検討し公募により募集することとした。
H30年度	84	文化振興課	2, 2-2, 2-3	(a) 指定管理（非公募）	呉市文化ホール管理運営委託（指定管理）	意見	再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。	再委託契約書の写しの提出を求め、担当職員が確認することとした。
H30年度	86	文化振興課	3, 3-2, 3-3	(a) 指定管理（非公募）	呉市立美術館管理運営委託（指定管理）	意見	指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている（H22.12.28総務省通知抜粋）。 非公募理由を、上記のとおりとしているが、指定管理者の次期更新の際は、公平性、透明性の観点からも、公募の実施を検討する必要がある。	呉市立美術館については、管理に極めて高度な専門性を要することが求められる施設であるため、非公募により募集することとした。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	86	文化振興課	3, 3-2, 3-3	(a) 指定管理 (非公募)	呉市立美術館管理運営委託 (指定管理)	意見	再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。	再委託契約書の写しの提出を求め、担当職員が確認することとした。
H30年度	88	文化振興課	4	(a) 指定管理 (非公募)	蘭島文化振興施設管理運営に係る委託 (指定管理)	意見	指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている (H22.12.28総務省通知抜粋)。 非公募理由を、上記のとおりとしているが、本施設の設置目的である教養文化及び観光拠点の整備の向上を図ること、公平性、透明性の観点からも、公募とすることが望ましいと考える。 以上のことから、指定管理者の次期更新の際は、公募の実施を検討する必要がある。	蘭島文化振興施設については、管理に極めて高度な専門性を要することが求められる施設であるため、非公募により募集することとした。
H30年度	90	スポーツ振興課	5	(a) 指定管理 (非公募)	呉市スポーツ施設 (18施設) 指定管理料	意見	指定管理者制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされている (H22.12.28総務省通知抜粋)。 非公募理由を、上記のとおりとしているが、指定管理者の次期更新の際は、公平性、透明性の観点からも、公募の実施を検討する必要がある。	令和2年度から令和6年度までの指定管理者更新について、公募とした。
H30年度	90	スポーツ振興課	5	(a) 指定管理 (非公募)	呉市スポーツ施設 (18施設) 指定管理料	意見	再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。	再委託先について、承認後、指定管理者から契約書を入手し、内容等を確認することとした。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	92	商工振興課	6	(a) 指定管理（非公募）	ビュー・ポートくれのうち呉市きんろうプラザ及び付属駐車場の運営業務並びに呉市の専有部分及び付属駐車場の維持管理に関する協定	指摘	<p>評価の実施にあたり、呉市は受託者から適時に月次報告及び実績報告を受ける必要がある。しかし、利用者からきんろうプラザ使用料として受託者が徴収した金額を計算して呉市に報告する徴収計算書の提出期限が守られていないなど、一部の月次報告及び実績報告の提出期限が守られていないものがある。そのため、報告書等の提出期限は厳守するよう指導する必要がある。</p>	<p>月次報告等について、協議や指導を重ね、概ね改善している。今後も、提出期限について、適宜、指導をしていく。</p>
H30年度	96	地域協働課	7	(b) 入札不成立随意契約	呉市まちづくりセンター舞台管理業務	指摘	<p>当業務は、毎年委託先の株式会社篠本照明及びその他1者による合計2者の指名競争入札を実施している。しかし、平成27年度、平成28年度、平成29年度について1者は辞退届を提出している。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の理由により随意契約している。この点、毎年2者を指名し、1者が辞退するため、結局随意契約とせざるを得ない状況になることが想定されていたにもかかわらず、当状況の改善がされていなかったことは問題である。その結果、毎年随意契約を締結するため、競争の原理が働かず、落札率が極めて高い水準で委託している。また、仮に2者とも辞退した場合には当事業自体の遂行が困難になることや条件が悪化することも考えられる。これは、呉市入札参加資格等有資格者名簿の「役務の提供22施設維持管理業務委託〇20その他（ホール、舞台維持管理）」に2者しか登録されていないことが一因である。したがって、入札参加条件の緩和を検討するなどして登録業者の増加に努める必要がある。</p>	<p>平成30年度に契約課において、呉市入札参加資格等有資格者名簿の登録業者を3者に増やしている。その結果、令和元年度は3者による指名競争入札を実施し、入札が成立している。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	98	文化振興課	8	(b)入札不成立随意契約	呉市民ホール舞台管理業務(平成29年度)	指摘	毎年、委託者およびその他1者による合計2者の指名競争入札(No.7の委託事業と同じ業者)を実施している。しかし平成29年度については1者が辞退したため、入札不成立となっている。このため地方自治法第167条の2第1項第2号の理由により随意契約としている。平成28年度も同様であり、同じ業者2者を指名し、1者が辞退するため、結局随意契約とせざるを得ない。このような状況になることは、No.7のように想定されていたにもかかわらず、改善がされていなかった。その結果、毎年随意契約を締結するため、競争原理が働かず、落札率も高い水準で委託することとなっている。また、2者とも辞退した場合には、当事業自体の遂行が困難になることや、条件が悪化することも考えられる。これは、呉市入札参加資格等有資格者名簿の「役務の提供22施設維持管理業務委託②その他(ホール、舞台維持管理)」に2者しか登録されていないことが一因である。そのため、登録業者を増加させて、入札参加条件の緩和を検討する必要がある。	令和2年度から、呉市民ホールの管理運営は指定管理制度に移行し、指定管理者が当業務を行うため、文化振興課において舞台管理業務に係る入札は実施しないこととなった。
H30年度	98	文化振興課	8	(b)入札不成立随意契約	呉市民ホール舞台管理業務(平成29年度)	意見	予定価格を事前公表としているが、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる、業者の見積努力を損なわせる、入札談話が容易に行われる可能性があり、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの弊害があるとされている。本委託事業も落札率も高く、市民目線で見れば、指名競争入札とともに予定価格の事前公表の結果として、と思われる可能性も大きいと思う。地方公共団体においては予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、本契約を含めて予定価格の事前公表をする場合は、慎重な検討をしていただきたいと思料する。	令和2年度から、呉市民ホールの管理運営は指定管理制度に移行し、指定管理者が当業務を行うため、文化振興課では業務を行わない。
H30年度	102	総務課	10	(c)入札(指名)業者数1者[随意契約・扶助以外]	呉市役所庁舎エレベーター保守管理業務	意見	一般競争入札の結果、施工業者のみ入札、結果1者随意契約となっている。本委託契約のような場合、その後の管理や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格が参考となっており、事前公表としているので、高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。	本件については、競争性確保のため一般競争入札による発注としている。仕様書については、施工業者しか受注できないような内容にはしていないが、他者の見積徴取等を検討していく。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	104	観光振興課	11	(c)入札(指名)業者数1者〔随意契約・扶助以外〕	おんど観光文化会館うずしお及び呉市地域駐車場(音戸駐車場)の管理運営	意見	平成29年度の目標利用者数が40,000人に対して利用人数実績は47,225人(達成度118%)と高い実績を誇り、利用者アンケートによる満足度は92.0%と高い満足度を得ている。しかし、利用者アンケートが利用者数47,225人に対して116人(利用者の0.25%)であるため、アンケート数及びアンケート回収率を向上させ、業務改善及び更なるサービス向上に繋げることができると考える。	現指定管理者にて、アンケート用紙のサイズ変更や、選択式の設問の増加など、回答者がアンケートに協力しやすい内容に変更した。 さらに、受け身の体勢ではアンケート回収率は向上しないため、スタッフが利用者に対して協力を促す体制を整えた。
H30年度	112	情報統計課	15, 15-2, 15-3, 15-4	(d)契約金額1,500万円以上の随意契約	呉市地域インターネット及び庁内LANネットワーク等保守委託業務	意見	一般競争入札の結果、施工業者のみ入札、結果1者随意契約となっている。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考としている部分もあり、事前公表としているので、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴収等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。	本件については、競争性確保のため一般競争入札による発注としている。仕様書については、施工業者しか受注できないような内容にはしていないが、他者の見積の徴収等を検討していく。
H30年度	114	収納課	16	(d)契約金額1,500万円以上の随意契約	税務総合情報システム(委託処理)	意見	上記理由にあるように、当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。この点、業務の効率性を考慮するとシステム開発会社にそのシステムの管理・運営等その後発生する付随業務である当業務についても随意契約で委託することが妥当と考えられる。しかし、システムの開発会社と当然に随意契約することは、競争の原理が働かず、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下に繋がる可能性がある。業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、契約金額の高止まりを防ぎ、品質向上のために一般競争入札を検討することも必要と考える。	現行システム導入時の仕様で、課税等の業務が一体となったシステムであるため、一連の流れを業務を細分化して、一般競争入札にすることは現実的に困難であるため、従前のまま継続するものとした。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	118	中央図書館	18	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	図書館電算処理システム運用業務	意見	<p>本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>今年度、図書館システムの再構築を行い、システムを一新した。業者の選定方法については、プロポーザル方式で行った。その過程は、2社から応募があり、評価員が機能等を評価した。選定委員会において高得点の業者が選定された。その業者と契約したところである。</p> <p>導入したシステムは、クラウドサービス型のシステムである。</p>
H30年度	120	障害福祉課	19	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	呉市発達障害児等相談支援事業	意見	<p>委託先の社会福祉法人は、呉市が運営していた障害児者の通園施設を引き継ぐ形で昭和55年に設立されたもので、該当事業については平成16年の委託開始以降1者随意契約が続いている。随意契約の理由としては、上記のとおりである。地方公共団体が委託先を選定する場合は、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則であるとされている。委託先の選定にあたり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。しかし、当該委託業務においては、1者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取もされていないため、競争原理が働いていない状況であり、委託料の金額の適切性の検証ができず、委託料が高止まりとなるおそれがあるので、経済性確保への努力が望まれる。また、委託事業が多岐にわたり、結果、現在においては委託金額も多額となっている。委託事業の見直しを実施するとともに、委託契約内容の再検討も行うべきと思料する。</p>	<p>本事業は、医師による診査等を行う児童療育相談事業と、幅広く障害児の相談に応じる障害児相談事業に分けられるが、平成30年度をもって、障害児相談事業は廃止し、令和元年度から、その相談は、呉市の地域生活支援拠点である「まるごとネット呉」で対応することとした。</p> <p>その結果、本事業は専門性の高い児童療育相談事業のみとなり、その委託に当たっては、市内唯一の児童発達支援センターで、これまでの委託先でもある社会福祉法人を除いて実施可能な者がいないため、当該社会福祉法人との随意契約を行った。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	126	保険年金課	22	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	国民健康保険 システムデータ移行業務	意見	<p>独占禁止法違反行為により、指名停止期間中にもかかわらず旧システム開発者との随意契約をしたものである。呉市入札参加者指名停止要綱 第8条 の適用により、「特別の技術を要する場合で指名停止業者以外には相応するものがないとき」に該当し、事前に市長の承認を得ての契約となっている。本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格としているので、高い落札率の契約となっている。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが望まれる。</p>	<p>本業務は、旧システムから呉市が指定する範囲、形式のデータを適切に切り出し、新システムへ移行するための支援を行うもので、開発業者でなければ履行できない業務である。 なお、パッケージシステムのため、第三者へのソースコード提供及び活用は著作権の関係で困難である。</p>
H30年度	128	保険年金課	23	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	健康管理増進 システム運営 業務	意見	<p>本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格としているので、高い落札率の契約となっている。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>本業務は、呉市から提供する国保の被保険者情報及びレセプトデータを開発業者のシステムへ取り込み、分析・対象データ抽出を行うものであり、開発業者でなければ履行できない業務である。 なお、パッケージシステムのため、第三者へのソースコード提供及び活用は著作権の関係で困難である。</p>
H30年度	128	保険年金課	23	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	健康管理増進 システム運営 業務	意見	<p>再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど、不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。</p>	<p>再委託は、呉市の承認のもと、受注者の責任と裁量によって行うものであるが、特に必要がある場合は、その実態を把握し、個別に状況を確認する。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	130	保険年金課	24	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	医療保険システム再構築業務	指摘	本契約について委託業者から提出されている「請求書」について、日付が手書きで記入されている。「請求書」の日付欄の記載は、契約業者からは日付を空欄にした「請求書」の提出を受け、「完了検査調書」に記載された検査員が記載しているとのことであった。速やかかつ正確な予算執行の観点等よりの慣習的に行われていることと思われるが、書類の改ざんまたは塗まつをすることは当然ながら禁止されていることである。一方では、すべて活字とするような画一的な取り扱いにすべきとは言えないが、呉市の担当者において記載するようなことは禁止していただきたい。今後、委託業者にとって実務上不都合が生じないように配慮しながら適切な対応をしていただきたい。	課内職員に対し、法令遵守と事務処理の適正化の徹底に関し、周知を行った。 また、委託業者に対しても、請求書等の提出時に日付記入の徹底を依頼した。
H30年度	130	保険年金課	24	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	医療保険システム再構築業務	意見	本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてはほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法を常に検討することが必要と思料する。	本業務は、国保システムの更新に伴い、システム間でデータ連携していた後期高齢者医療システムのデータ連携方法の変更を行うシステム根幹の改修等業務であり、開発業者でなければ履行できない業務である。 なお、パッケージシステムのため、第三者へのソースコード提供及び活用は著作権の関係で困難である。
H30年度	130	保険年金課	24	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	医療保険システム再構築業務	意見	再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど、不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。	再委託は、呉市の承認のもと、受注者の責任と裁量によって行うものであるが、特に必要がある場合は、その実態を把握し、個別に状況を確認する。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	132	保険年金課	25	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	後期高齢者レセプトデータ等処理業務	意見	<p>本委託契約のような当初は競争入札に付した案件であっても、その後のシステム改修や保守点検等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格としているので、高い落札率での契約となっている。業務委託契約書には、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、従前からの理由により漠然と随意契約を継続することなく、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>本業務は、呉市から提供する後期高齢者のレセプトデータ及び介護情報を開発業者のシステムへ取り込み、分析・対象データ抽出を行うものであり、開発業者でなければ履行できない業務である。</p> <p>なお、パッケージシステムのため、第三者へのソースコード提供及び活用は著作権の関係で困難である。</p>
H30年度	132	保険年金課	25	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	後期高齢者レセプトデータ等処理業務	意見	<p>再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。</p>	<p>再委託は、呉市の承認のもと、受注者の責任と裁量によって行うものであるが、特に必要がある場合は、その実態を把握し、個別に状況を確認する。</p>
H30年度	134	介護保険課	26	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	介護保険システム処理業務	意見	<p>上記理由にあるように、当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。この点、業務の効率性を考慮するとシステム開発会社にそのシステムの管理・運営等その後発生する付随業務である当業務についても随意契約で委託することが妥当と考えられる。しかし、システムの開発会社と当然に随意契約することは、競争の原理が働かず、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下に繋がる可能性がある。業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能であり、契約金額の高止まりを防ぎ、品質向上のために一般競争入札を検討することが望まれる。</p>	<p>本業務は、介護保険システムの運用保守を行うもので、プロポーザル方式により各開発会社から保守費用も合わせた提案を受け、平成22年度から採用しているものである。</p> <p>現在、庁内でサーバ（クラウド化や仮想サーバを含む）やシステムの統合について検討が進んでいるため、全体の方針に沿って今後の対応を検討していくが、システム保守部分は契約更新後も提案当初からの価格を維持しており、当面は現契約を更新する。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	154	生活衛生課	29	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	野犬対策等に関する業務	意見	他の地方公共団体においてはほぼ直営で行っている事業である。呉市では27年間委託先の1者随意契約が続いている。理由としては上記のように特殊業務であり、本業務を履行できるのは上記契約先以外にないためである。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても呉市の積算により算定はしているが、毎年同じ積算結果であり、高い落札率での契約となっている。野犬の捕獲・保護の数は毎年200匹前後のようである。従前からの巡回ルートおよび捕獲方法等最も効率的に行われているかの検討とともに、漠然と随意契約を継続されてはいるか、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を検討することが必要と史料する。	対象が生き物である等、特殊な業務のため専門知識や技術の習得等において、直営は困難である。業務実施にあたり、的確な指示と成果の適正な評価を行う。
H30年度	154	生活衛生課	29	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	野犬対策等に関する業務	意見	類似事業としてNo. 35. 産業部農林水産課「有害鳥獣対策事業」がある。委託事業内容・実施場所ともに接点が多く見受けられる。このように接点が多く見受けられる委託事業については、部・課を横断した事業の検討が必要であると史料する。	対象動物の性質、捕獲方法が大きく異なり、詳細な作業においても重複することがない。部・課を横断した業務としては難しく継続を考える。
H30年度	154	生活衛生課	29	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	野犬対策等に関する業務	意見	呉市所有の車両2台を無償貸与している。数年前の財政改革集中プログラムにより、委託契約金額を20,000千円未満にするための当時の施策のようであるが、委託事業者の責任と管理の観点からは再検討すべきであると史料する。	業務の性質上、同行するケース、市側が単独で使用する場合もあり、また、委託業務外で委託事業者が使用するケースはなく車両本体の購入費用等の算出が困難と考える。
H30年度	166	環境施設課	32	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	長門園運転維持管理業務	意見	上記理由にあるように、当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考としている部分もあり、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と史料する。	し尿処理施設は、処理方式ごとに異なる多種多様な専用設備で構成されており、その運転管理については、当初設計・施工メーカーとの連携が不可欠であることから、本業務を現行の事業者へ委託している。 業務委託料については、(公社)全国都市清掃会議作成の積算要領により設計し、適正な金額を算定している。 今後の契約においては、積算根拠資料を添付するなど、より検証しやすい設計となるよう工夫していく。 また、全市的に、し尿処理施設に係るコストを縮減し、より安定的・効率的な処理を図るため、当該施設の段階的な廃止・集約を進めていく。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	168	環境施設課	33	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	芸予環境衛生センターし尿処理施設保守点検整備業務	意見	<p>上記理由にあるように、当業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてはほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考にしている部分もあり、事前公表としているので、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴取等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>し尿処理施設は、処理方式ごとに異なる多種多様な専用設備で構成されており、その基幹設備の保守点検整備については、当初設計・施工時からの知見の蓄積が不可欠であることから、本業務を現行の事業者へ委託している。</p> <p>業務委託料については、(公社)全国都市清掃会議作成の積算要領により設計し、適正な金額を算定している。</p> <p>今後の契約においては、積算根拠資料を添付するなど、より検証しやすい設計となるよう工夫していく。</p> <p>また、全市的に、し尿処理施設に係るコストを縮減し、より安定的・効率的な処理を図るため、当該施設の段階的な廃止・集約を進めていく。</p>
H30年度	186	農林水産課	35	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	有害鳥獣対策業務	意見	<p>類似事業としてNo. 29生活衛生課「野犬対策等に関する業務」がある。委託事業内容・実施場所ともに接点が多く見受けられる。このように接点が多く見受けられる委託事業については、部・課を横断した事業の検討が必要であると思料する。</p>	<p>対象動物の性質、捕獲方法が大きく異なり、詳細な作業においても重複することがない。部・課を横断した業務としては難しく継続を考える。</p>
H30年度	188	消防総務課	36	(d) 契約金額 1,500万円以上の 随意契約	高機能消防指令センター保守業務	意見	<p>当業務は、上記の当該契約方法に至った理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約したものである。この点、業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくても当業務を委託することは可能である。随意契約を継続することは、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下が危惧される。したがって、契約金額の高止まりを防ぎ、サービスの品質低下を防ぐためにも一般競争入札を検討することも必要と考える。</p>	<p>当システムに係るソースコードを入手したとしても、開発業者の協力を得ない限りは当システムに手を加えることは極めて困難であり、不具合が生じた場合の作業時間の延伸、責任の所在の不明確化等、システムの安定的な運用に支障を来すことになる。</p> <p>契約金額の低下も重要な要素ではあるが、当業務は、市民の生命、身体及び財産を守るためのシステムに係る保守業務であり、安定的な運用を第一に考える必要があるため、従前どおりの運用とする。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	190	消防総務課	36-2	(d) 契約金額1,500万円以上の随意契約	消防救急デジタル無線保守業務	意見	<p>当業務は、上記の当該契約方法に至った理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約したものである。この点、業務委託契約書には、受注者が開発した情報システムの所有権は著作権等の一切の権利は発注者に帰属し、発注者は受注者が開発した情報システムのソースコードの提出を請求できると記載されている。そのため、システム開発業者でなくとも当業務を委託することは可能である。随意契約を継続することは、契約金額が高止まりし、サービスの品質低下が危惧される。したがって、契約金額の高止まりを防ぎ、サービスの品質低下を防ぐためにも一般競争入札を検討することも必要と考える。</p>	<p>当システムに係るソースコードを入手したとしても、開発業者の協力を得ない限りは当システムに手を加えることは極めて困難であり、不具合が生じた場合の作業時間の延伸、責任の所在の不明確化等、システムの安定的な運用に支障を来すことになる。</p> <p>契約金額の低下も重要な要素ではあるが、当業務は、市民の生命、身体及び財産を守るためのシステムに係る保守業務であり、安定的な運用を第一に考える必要があるため、従前どおりの運用とする。</p>
H30年度	196	情報統計課	39, 39-2	(e) 契約期間1年以下で、同一契約先5年以上継続	呉市地域インターネット及び庁内LANネットワーク等保守委託業務	意見	<p>一般競争入札の結果、施工業者のみ入札、結果1者随意契約となっている。本委託契約のような場合、その後の保守管理等についてほとんどが当初業者との随意契約によって行われている。結果として、競争原理が機能せず、価格が硬直化し経済性を損ねる可能性がある。また予定価格についても契約業者の見積価格を参考としている部分もあり、事前公表としているので、結果として高い落札率の契約となっている。他者の見積の徴収等は初めから諦めての契約となっているが、競争性を確保した契約方法および適切な価格で契約の実施を常に検討することが必要と思料する。</p>	<p>本件については、競争性確保のため競争入札による発注としている。</p> <p>仕様書については、施工業者しか受注できないような内容にはしていないが、他者の見積の徴収等を検討していく。</p>
H30年度	220	人事課	43	(f) 支出命令済額500万円以上の複数年契約	給与支給事務等委託業務	意見	<p>公募型プロポーザル方式により3者の問い合わせがあったが、結果、1者のみの応募となり、結果として1者随意契約となっている。当時のプロポーザル業者選定委員会は呉市職員のみ構成となっている。価格、応募者のノウハウ、専門的技術、経験、経営状況など評価した結果の選定であるが、それとともに選定委員会の公正性を確保する必要もあるものと思われる。市民目線からの客観性および利害関係や提案者に対する先入観を排除するため、専門的な外部委員を複数以上加える必要性を検討し、今後のためにも明確化をしておく必要があるものと思料する。</p>	<p>本業務は、令和元年度で契約が終了し、その後は直営で実施するため、委託は行わない。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	222	地域協働課	44	(f) 支出 命令済額 500万円 以上の 複数年契 約	呉市市民協働 センター管理 運営委託業務	指摘	当該契約方法に至った理由に記載のとおり、呉市市民協働センター管理運営法人選定委員会を設置し、委託法人の審査及び選定を行っている。この点、審査の際の呉市市民協働センター管理運営法人の選定審査票に委員の署名がされていない票が存在した。また、当選定審査票は鉛筆で記載されており、事後的な書き換えが可能である。したがって、委員の署名漏れのないよう注意喚起し、選定審査票は書き換えができないよう消せないボールペンで記載するなど工夫が必要である。	平成31年4月から令和6年3月までの呉市市民協働センター管理運営委託業務について、平成31年2月に呉市市民協働センター管理運営法人選定委員会を開催し、委託法人の審査及び選定を行った。その選定委員会において、選定審査票は全て委員に署名をしていただき、書き換えが出来ないようボールペンで記載していただいた。
H30年度	224	市民窓口課	45	(f) 支出 命令済額 500万円 以上の 複数年契 約	市民窓口課郵 便請求対応業 務、フロアマ ネージャー業 務及び手数料 収納等業務委 託	指摘	当該契約方法に至った理由に記載のとおり、本業務は、選定方法として公募型プロポーザル方式を採用している。その際の呉市窓口業務プロポーザル審査票が一部鉛筆で記載されており、事後的な書き換えが可能な状態である。したがって、審査票は書き換えができないよう消せないボールペンで記載するなど工夫が必要である。	令和元年8月9日に実施した審査委員会では、審査表の記入を消せないボールペンで行うよう、事前に申し合わせを行い、審査委員会を実施した。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	230～242	学校施設課	48, 48-2～48-11	(f) 支出命令済額500万円以上の複数年契約	昭和北小学校給食調理等業務, 横路小学校給食調理等業務, 白岳小学校給食調理等業務, 広小学校給食調理等業務, 阿賀小学校給食調理等業務, 呉中央小学校給食調理等業務, 宮原小学校給食調理等業務, 吉浦小学校給食調理等業務, 呉市立中学校給食調理等業務(東部地区), 呉市立中学校給食調理等業務(中央地区), 呉市立中学校給食調理等業務(北部地区)	指摘	<p>受託者が学校長へ提出する書類の一部に不備があった。提出書類は業務委託契約書において、学校長ないしは教育委員会に提出されることが規定されており、適切な書類の提出及び学校側で適時に確認されるよう指導する必要がある。</p> <p>① 「給食物資検収簿」には検収責任者による署名押印欄があるが、日によって検収責任者の筆跡が異なるものがある。 「給食物資検収簿」は原本を毎日、学校長に提出することが業務委託契約書に定められているものである。毎日の記載内容を確認したところ、検収責任者による署名押印があるもののその筆跡が明らかに異なる日があった。確かに、病欠等で検収責任者が不在の場合どのような記録を残せばよいか不明確な部分もあるが、検収責任者本人による検収確認が適時適切に行われていないのではないかと疑念が生じるので、これら適切な対応が取られるように検討すべきである。</p> <p>② 「調理業務完了確認書」に、学校長の押印がないものがある。 「調理業務完了確認書」は原本を毎日、学校長に提出することが業務委託契約書に定められているものである。毎日の記載内容を確認したところ提出先の学校長印のほか、別途様式として定められている教頭及び栄養教諭等の押印もない日があった。この日の調理業務完了確認が漏れている可能性があり、適時に対応する必要がある。</p> <p>③ 業務委託契約書に定められている様式番号に対応しない書類がある。 業務委託契約書では報告書等の種類に対応して様式番号が割当てられているが、様式番号と異なる様式を用いているものがあった。 業務委託契約書において様式第5号は「業務完了届」と定められているが、「食品の加熱加工の記録簿」も様式5として、様式5を重複して提出している業者があった。当該「食品の加熱加工の記録簿」は業務委託契約書における様式13号と内容の相違はなく実質的な影響がないことを確認したが、実質的な影響が生じる場合もあるので報告書類として規定されている書類の形式を順守すべきである。</p>	<p>今回の指摘を受け、再発防止を図るため、委託業者に対し書類の適切な処理について指導し、かつ、学校においても適切に処理するよう次のとおり指導した。</p> <p>指摘を受けた書類①「給食物資検収簿」については、確実に検収責任者が記名押印するよう指導した。</p> <p>②「調理業務完了確認書」については、確認印欄の区分ごとに確認者の漏れがないようにするとともに、出張等により不在の場合は、その旨を記載するよう指導した。</p> <p>③様式番号の違いについては、契約更新により様式番号が変更になっていたが、そのまま従前の様式を使っていたことによるものであったため、新しい様式を使うよう委託業者に指導した。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	252	中央図書館	52	(g)再委託「有」	中央図書館空調設備保守点検業務	指摘	<p>業務費内訳書(入札時提出用)の様式について 本契約の入札時の業務費内訳書(入札時提出用)「所定様式」では、直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費の費目区分になっているが、本契約のように再委託をする場合等は「外部委託費」あるいは「外注費」などの費目区分になるものと思われる。このように所定様式では決算費目と明らかに違っており価格面のみ形式的に所定様式で作成しただけと言わざるを得ず、そのような形式的な資料では内容等を検討する意味が全くないと言える。本契約についての決算報告(支出先)を意識した書類を作成することによって業務内容の実質的な検討が可能となるものと思料する。前年度の踏襲型かつ形式的な資料となっていないか、本契約を含めて検討資料の見直しの必要がある。</p>	<p>包括外部監査人に、指摘の主旨を確認したところ、現状の業務費内訳書の内容では、実際の業務内容が不明確であり、形式的な内容に留まっているのではないかとのことであった。 当該業務では、空調保守点検を構成している切替時点検整備、中間点検、故障時対応等の個々の業務に係る人件費を一括して直接人件費に取りまとめ、その人件費に対応した直接物品費、業務管理費、一般管理費を費目区分として計上する概略的な様式の業務費内訳書(入札時提出用)を使用していた。 この指摘を受けて、今後は、空調保守点検の業務内容の実質的な検討が可能となるよう、切替点検整備等の個々の業務に係る積算内訳が確認できる詳細な業務費内訳書(入札時提出用)を作成することとする。</p>
H30年度	252	中央図書館	52	(g)再委託「有」	中央図書館空調設備保守点検業務	意見	<p>再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を入手していない。委託業務の管理および統制機能の観点からも、再委託の契約書を委託先から入手し、再委託契約の委託先や内容等が事前承認と合致しているか、また、再々委託が行われている場合は、この合理性を検討するなど不適切な契約となっていないことを確認することが望まれる。</p>	<p>再委託契約の内容等について確認した。 再々委託は行われていない。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	276	保健総務課	61	(h) 契約変更「有」	すこやかセンターくれ清掃及び管理業務	意見	4者による指名競争入札である。一定規模以上の清掃業務については、市内の業者4者による指名競争入札が慣習的に行われている。呉市内に限定する積極的な理由が不明確である。できるだけ競争原理を働かせるためには、業者も含めて呉市内に限定する必要はないと思われる。本契約においても、結果として契約業者が長期間にわたって今回の受託者となっている。	市内業者への優先発注は、「官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」の主旨に基づき、呉市においても地元企業育成を図るために行っており、「呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第12条」の規定にもとづき市内業者による指名競争入札を行っている。
H30年度	276	保健総務課	61	(h) 契約変更「有」	すこやかセンターくれ清掃及び管理業務	意見	予定価格を事前公表としているが、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる、業者の見積努力を損なわせる、入札談合が容易に行われる可能性がある、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの弊害があるとされている。本委託事業も高い落札率であり、市民目線で見れば、指名競争入札とともに予定価格の事前の結果としてと言われる可能性も大きいと思う。地方公共団体においては予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、当該契約を含めて予定価格の事前公表をする場合は、慎重な検討をしていただきたいと思料する	呉市では、業務委託の入札契約制度透明化を確保するため事前公表としており、この取扱いについて変更する予定はない。
H30年度	276	保健総務課	61	(h) 契約変更「有」	すこやかセンターくれ清掃及び管理業務	意見	委託業者に管理面も含めて長期間全て任せており、当該建物管理について委託業者しかわからない事項もあるようであり、委託業者に何かあった場合および委託業者変更の場合等の管理運営面の不安がある。1者への委託期間が長期間となっている弊害でもあり、業務内容の検討および予想されるリスクへの対応が望まれる。	専門的な知識を有する設備等は保守点検を他の業者に委託しており、問題があれば直ぐに対応してもらうよう連絡体制をとっている。その他の設備等は取扱説明書等のマニュアルがあるが、担当者も少しづつ管理運営の知識を深めるように努めている。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	278	土木整備課	62	(h)契約変更「有」	防空壕測量調査設計業務（警固屋9丁目地区）（その2）	意見	<p>当業務の契約変更は、上記理由に記載のとおり、地質調査業務における資機材運搬のモノレール経路について、地権者から新しく植えた作物を迂回するよう要望があったため、ルート変更を行い、モノレール運搬距離が増加したことによる増額変更である。当ルート変更は平成29年10月中旬に要望され、呉市は当該要望を認識している。しかしながら、業務委託変更契約書は平成30年3月23日と契約期間満了日の平成30年3月26日の直前である。契約内容の見解の相違による問題を生じさせないために、本来は、変更された契約書に従い業務遂行が実施されるべきである。ただし、当業務のような調査業務は、調査の進捗に応じ多少の内容変更や金額変更が生じることは想定される。その度に変更契約書を締結するとなると非効率であるため、最後にまとめて変更契約書を締結することは致し方ない。この点、現在、変更契約書を締結する基準が不明確であるため、金額基準を設けるなど基準を明確化することが望ましい。</p>	<p>工事及び工事に準ずる業務委託では、監査人意見にもあるが、業務の進捗に応じ内容変更や金額変更が生じることは少なからずある。変更が生じた場合は、発注者-受注者間で見解の相違が無いよう、指示書-指示請書（変更内容、変更金額等）という書面を交わして、双方合意を確認しており、今後も精算変更として、最後に変更契約の事務手続きを進めていきたいと考えている。</p>
H30年度	280	経営企画課	63	(h)契約変更「有」	田原地区漁業集落排水施設実施設計業務	意見	<p>契約方法について、十分な検討が必要なのではないかと考えられる。 当該契約方法は5者による一般競争入札であるが5者の入札額が全て同額であり、最終的にはくじ引きによる決定となっていた。 これは、予定価格が公表されており、最低制限価格を予定価格から推測できたことから、すべての業者が推測した金額で入札したためであると考えられる。 予定価格を事前公表することにより、市職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為を防止する効果がある反面、積算能力が不十分な事業者でも安易に計算して受注する事態が生じる恐れがある。『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』（平成26年9月30日閣議決定）によると、「地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。」と記載されている。 同額入札によって落札者をくじ引きに決めるケースが増加するようであれば、そのようなことがないようにするための十分な検討が必要であると考えられる。</p>	<p>建設コンサルタント等業務は、業務委託の契約について、平成31年4月1日以降に入札公告又は指名通知をする案件から、最低制限価格の算出方法を変更し、従来の「直接費・間接費」の区分から業務の種類に応じた算出方法へと変更した。 なお、予定価格の事前公表につきましては、従来どおりとしております。</p>

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	282	スポーツ振興課	64	(i)落札率100%超	大浦崎スポーツセンター受付事務等に関する委託業務	意見	旧音戸町時代からの1者随意契約となっている。随意契約の理由としては、上記のとおりである。地方公共団体が委託先を選定する場合は、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則であるとされている。委託先の選定にあたり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。しかし、当該委託業務においては、地域の団体との1者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取もされていないため、競争原理が働いていない状況であり、委託料の金額の適切性の検証ができず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、業者の選定においては競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。	清盛スポーツクラブは、文部科学省策定のスポーツ振興計画に基づき地域住民により自主的・主体的に運営される「総合型地域スポーツクラブ」として、旧音戸町の施策の一環として設立された。実態として、一般競争入札になじまないものである。また、他業者の受注見込みがなく、受注見込みのない業者からの見積書の徴取も困難であることから、従前どおり1者随意契約とする。
H30年度	294	総務課	66	(j)落札率75%未満	呉市役所電気監視盤等管理業務	意見	地方自治法施行令第167の2条第1項第3号の規定による1者随意契約となっている。地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は例外的な取扱いとして認められている。委託先の選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれる。やむを得ず随意契約とする場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底により、業者の選定に競争性を確保すべきである。本契約については、一者随意契約が続いており、複数見積書の徴取をしていないため、競争性が確保されないまま契約金額が決定されている。低い落札率に現れているように、市場価格と比較しても低い価格ではあると思うが、複数見積書の徴取等経済性確保への努力が望まれる。	本庁舎の総合的な管理手法の見直しを検討した中で、他の専門業者から市場価格を調査した結果、現行の委託方法が費用対効果において十分な効果を上げると判断した。また、政策上においても当該外郭団体を活用していく。

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	294	総務課	66	(j) 落札率75%未満	呉市役所電気監視盤等管理業務	意見	<p>委託業務においては、呉市は履行の点検だけでなく、当該業務の質を確保すると言う品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた取組みを行うことが望まれる。本契約者の呉市からの補助金も支給されている外郭団体である公益社団法人であっても呉市の業務の効率化に資することが求められるものである。担当課によると、「当該契約は庁舎管理そのものではなく、監視盤の監視や駐車場対応が業務であり、よって、業務従事者に専門的技術が求められるものではない。」とのことであるが、「庁舎管理」という視点より、慣習的に続いている契約でなく、ひとつひとつの委託業務を総合的に検討し、品質管理の点も含めて、効率的・効果的に整理した上で委託していくことが望まれる。</p>	<p>本庁舎の総合的な管理手法の見直しを検討した中で、本業務については、安価であることに加え、一定の品質が確保されていることから、費用対効果において十分な効果を上げられていると判断したため、現行の委託方法とした。</p>